

国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
施行規則等の一部改正に関する意見募集の結果について

令和4年6月
国土交通省航空局

国土交通省では、令和4年4月8日（金）から令和4年5月7日（土）まで、国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則等の一部改正に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、1件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和4年4月8日（金）～令和4年5月7日（土）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数：1件

3. お問い合わせ先

国土交通省航空局安全企画室 意見募集担当

(別紙)

ご意見及び国土交通省の考え方

No.	ご意見	国土交通省の考え方
1	<p>国土交通省関係のみならず、各省庁やインフラ関連施設及びその周辺地域については外部からの侵入・攻撃がある事を前提とした措置が必要と思われます。</p> <p>海外での紛争が現実的な問題となっている中、ホビー用の小型無人機でさえ容易に軍事作戦に利用できる時代となっており、手順を踏まずに運用しようとする者の権利を守る必要はありません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、現行制度においても、外部からの侵入・攻撃があることを想定し、インフラ関連施設を含む重要施設及びその周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は禁止しており、違反した場合には罰則が適用されます。</p>

以上